

# 文教福祉常任委員会会議録

令和2年6月2日

寒 川 町 議 会



出席委員 横手委員長、中川副委員長  
山蔦委員、佐藤（一）委員、青木委員、黒沢委員、細川委員、岸本委員、柳田委員、  
太田委員  
関口議長

欠席委員 なし

説明者 亀山福祉部長、長岡高齢介護課長、大平保険年金課長、仲手川副主幹、  
早乙女主査、中瀬主査、松本主任主事、竹花主事

事務局職員 新藤議会事務局長、亀井議会事務局次長、波多野主任主事  
(付託議案)

1. 議案第28号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について
2. 議案第29号 寒川町介護保険条例の一部改正について

午前10時40分 開会

【横手委員長】 本会議の休憩中ではございますが、ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案2件でございますので、よろしくお願いいたします。

また、議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【横手委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

---

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第28号 寒川町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

亀山福祉部長。

【亀山福祉部長】 改めまして、おはようございます。本日は、議会初日に文教福祉常任委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。それでは、福祉部から付託議案が2件ございますので、よろしくお願いいたします。まず、保険年金課から、付託議案1、議案第28号 寒川町国民健康保険条例の一部改正につきましてでございます。説明は大平課長がいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【横手委員長】 大平保険年金課長。

【大平保険年金課長】 それでは、議案第28号 寒川町国民健康保険条例の一部改正についてご説明いたします。本会議場での部長の説明と重複いたしますが、よろしくお願いいたします。今回の条例の一部改正につきましては、傷病手当金の支給と国民健康保険料の減免に伴うものでございます。

それでは、具体的な内容につきましてご説明いたします。傷病手当金とは、雇われている人が新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われるため仕事を休み、その間の給与が受けられない場合に生活を守るために支給される手当です。資料01－2 参考資料 1 ページ、新型コロナウイルス感染症に関する国保、後期高齢者医療における傷病手当金の対応についてをごらんください。

傷病手当金の支給につきましては、国民健康法第58条第2項の中で、市町村は条例、または規約の定めるところにより行うことができるとされており、国内の感染拡大防止の観点から新型コロナウイルス感染症に感染するなどした国民健康保険被保険者に対して傷病手当金を支給いたします。具体的な取組といたしましては、対象者は、被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり、感染が疑われる者となっており、支給要件は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間となり、支給額は、直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額掛ける3分の2掛ける日数となります。この傷病手当金の適用期間は、令和2年1月1日より9月30日の間で療養のために労務に服することができない期間となります。

資料01－2、2 ページ、事務フロー例をごらんください。こちらは、申請の事務フローでございます。申請書につきましては、ホームページからダウンロードを可能とし、提出に当たりましては郵送を基本と考えております。町での審査の後、支給決定の通知を送付し、入金という形になります。

次に、国民健康保険料の減免についてご説明いたします。保険料の減免につきましては、国民健康保険法第77条の中で、市町村はその判断により減免を行うことができるとされています。

資料01－2、3 ページ、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険料の減免についてをごらんください。対象は、1、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯、2、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、一定の要件に該当する世帯の保険料について減免措置を行うものでございます。その要件といたしまして、世帯の主たる生計維持者の事業収入等が前年度と比較して30%以上減少している、2、世帯の主たる生計維持者の前年総所得金額等の合計が1,000万円以下であること、3、減少することが見込まれる世帯の事業収入等以外の前年所得が400万円以下であることでございます。

中段の減免額をごらんください。対象1の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯は全額免除となります。対象2の事業収入等の減少が見込まれる世帯につきましては、モデルケースを用いましてご説明いたします。下段の計算例の部分をごらんください。夫婦のみの世帯で配偶者には収入がありません。主たる生計維持者は、給与収入のみで前年の給与収入が600万円、今年の給与収入見込みは360万円と収入の減少は30%以上となり、要件に当てはまる世帯です。年間保険料額は50万円と仮定いたします。

中段の減免額の計算式にこのモデルケースを当てはめていくと、世帯の年間保険料額Aが50万円掛ける主たる生計維持者の前年所得Bは426万円割る世帯全員の前年合計所得Cが、こちらは配偶者に収入がない世帯となりますので、Bと同額の426万円が入ります。

次に、減免の割合Dですが、前年の合計所得額426万円が当てはまる欄を見ますと、550万円以下の欄

で減免の割合Dは60%になり、50万円掛ける426万円割る426万円掛ける60%が減免額になり、こちらのモデルケース世帯の減免額は30万円となります。

続きまして、資料01－2、4ページ、新型コロナウイルス感染症に伴う減免例をごらんください。減免の例を減免割合に基づき5つ作成いたしました。後ほどご参照いただければと思います。

続きまして、資料01－2、5ページをごらんください。こちらは、傷病手当金と減免についてのチラシとなります。本日議案の可決をいただけたら、6月中旬頃発送の国民健康保険料の決定通知書に同封させていただきたいと思っております。こちら後ほどご参照いただければと思います。

続きまして、条例の一部改正についてご説明させていただきます。資料01－1、議案第28号寒川町国民健康保険条例の一部改正についての5ページ、新旧対照表をごらんください。今回新たに第8条の2、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に関わる傷病手当金について、第1項では、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に関わる傷病手当金の支給について、2項では、傷病手当金の支給額、3項では、支給期間について規定してございます。

第8条の3では、傷病手当金と給与等の調整について、1項では、前条第1項の期間において給与等の全部、または一部の支払いを受けることができる者は傷病手当金を支給しない。ただし、給与等の一部が支給される場合で前条第2項で算定される額より少ない場合は差額を支給する旨、2項では、他の健康保険より傷病手当金が支給される場合は支給しない旨、第3項では、労働基準法や労働者災害補償保険法の規定による休業補償や休業補償給付等の支給を受ける場合には支給しない旨の規定を追加するものです。

次に、9分の7ページ、第20条は、条文の整理、9分の8ページ、第25条は、保険料の減免申請書の提出について、「納期限前7日まで」を「納期限」に改め、ただし書として、「やむを得ない事由がある場合においては、納期限後においても申請できる」を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、傷病手当金の支給については令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

青木委員。

【青木委員】 画期的な事業だと思うんです、傷病手当金というのは。傷病手当についてなんですけども、これは働いている人が対象者ということはどうなっているんですが、家族がいらっしゃる、住んでいる方は、濃厚接触ということで、かかる可能性が高いんですが、そういう方たちに対しては、働いていなかったら対象ではないんでしょうけども、働いている場合、当然対象者に家族もなるということで間違いはないですか。そこを1つお聞きします。

【横手委員長】 大平課長。

【大平保険年金課長】 今回の傷病手当金の支給は、給与に代わるものとなっておりますので、お給料を受けている方に対しての手当となります。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 だから働いている人も当然対象者になるということですね。それはまた答えていただ

いて、あと1つ、働いている人が対象者なんですが、当然国保を受け取っている方は、事業者、社長さんとかもいらっしゃると思うんです。そういう方は対象者じゃないのかどうかというのをお尋ねします。

【横手委員長】 大平課長。

【大平保険年金課長】 感染拡大防止という視点で休みやすい環境を作る中で、自営業者も対象とすべきという考え方は当然あると思うんですけれども、今回、国での交付金の対象が、給与の支払いを受けている者となっております。拡大した部分については、町の持ち出しということになります。厳しい国保の財政事情の中で市町村事業として対象範囲を広げるのは難しいと考えております。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 難しいということですけども、国保料は、当然自営業者も払っているわけですから、ぜひその辺を酌み取って考えていただきたいと思うんです。持ち出しというのは分かりますが、当然国保料も払っているわけですから、やはり平等という面では必要じゃないかなと自分は思うんですけど、それが1つ、先ほど即日通知をすると聞きましたが、それ以外で周知の方法を通知以外に何か考えていることはございますか。これは知っていただくことで重要だと思いますので、その点のお考えというか、方法を。

【横手委員長】 青木委員、周知は何の周知ですか。どちらの周知ですか。

【青木委員】 だから皆さんに周知するということです。

【横手委員長】 だから2つあるでしょう、今回言うことが。

【青木委員】 対象者になる方に対しての周知方法です。

【横手委員長】 そちらだけですか。減免のほうはいいんですね。

【青木委員】 減免のほうはいいです。

【横手委員長】 分かりました。

大平課長。

【大平保険年金課長】 広報の7月号とホームページには掲載していく予定でおります。

【横手委員長】 一応事業者の方も、自営業者の方も、平等に扱うべきじゃないか、町は頑張るというご要望が出ていますが、それに対するご意見はありますか。

大平課長。

【大平保険年金課長】 目的は違ってしまいうんですけれども、自営業者の方には他制度の給付金もございます。自営業者の方には、保険料については減免等のご案内をしていきたいと思っております。

【横手委員長】 他に質問のある方。

細川委員。

【細川委員】 傷病手当支給金、これは国保に、先ほど法律でできるということだったんですけど、もともと私の認識不足か分かりませんが、傷病手当支給は国保法にのっとって現在施行されているものですね。2つの傷病手当と、それから減免制度がありますけれども、見ただけで非常に煩雑な感じを受けるんですけども、これはコロナ感染症にかかった方々が対象ということで、今後どういう条件になるか分かりませんが、寒川においてどのくらい、例えばどういった状況になっていくのか、その辺の大まかな見方というか、これは対象者が本当に何人かいるのか、これからの問題ですけども、そういった

面では受給者が少ないだろうなというのは感じたものですから、その辺について分かり次第で結構ですから、お教えください。

【横手委員長】 細川委員、それは傷病手当をもらう可能性のある方のことを聞いているんですか。

【細川委員】 いや、両方です。

【横手委員長】 傷病手当をもらう可能性がある方と、それから減免措置を受ける方の……。

【細川委員】 対象者と。

【横手委員長】 もう少しはつきり、分かりやすく質問していただけますか。恐れ入ります。

【細川委員】 対象者の状況について伺います。そういったことです。

【横手委員長】 大平課長。

【大平保険年金課長】 傷病手当金については、正直なところ、どれくらいの方がいらっしゃるかどうかというのは予測はつかないです。減免につきましては、お問合せも何件かいただいておりますので、かなりの数があるかなとは考えております。

【横手委員長】 細川委員。

【細川委員】 傷病手当は予測はつかないということで、それは分かります、もちろん。減免については、かなりの数がある。私も、今の個々の状況の中で、それはあるだろうと。現状においても個々の状況を見てみると、資格証、短期証とか、そういった問題もありますけども、困っている方々がかなりいると思うので、それについてはぜひ万全な体制で臨んでいただきたいと思うんですけども、今既に減免対象というか、そういう方々が何人ぐらいいますか。問合せはありますか。その辺についてお聞きします。

【横手委員長】 問合せですか。それとも既に今ある減免の形で受けている方の話を聞いていますか。どちらですか。

【細川委員】 申請されている方について。

【横手委員長】 既に今ある減免制度の中で申請されている方ということでよろしいですか。

【細川委員】 私の言い方が悪かった。

【横手委員長】 細川委員。

【細川委員】 過去に、これはコロナ前のことですけど、減免申請されている方というのは数値をつかんでいれば教えていただきたいんです。そういうことです。

【横手委員長】 大平課長。

【大平保険年金課長】 すみません。今その数字というのは持ち合わせておりません。

以上です。

【細川委員】 分かったら教えてください。それだけです。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

黒沢委員。

【黒沢委員】 何点が伺います。まず、傷病手当について、先ほど事業主の方が外れていますということでしたが、事業主の方については、国の制度の中で事業継続を支援する形で受けられるので、それが事業主としての給与補償ですと、だから国保加入者の事業主については外れますというような理解で

よろしいのかどうかということ、それから、この対象者の中で感染症に感染した者の次に、発熱等の症状があり感染が疑われる者とありますけど、これは例えば県によって様々対応等が違ったという部分がありますけど、発熱がありましたけれども、コロナかどうか分からない状態の中で大事をとって仕事をお休みした、そういう方が病院にかかったものの証明ですとか、そういったものをとれば、そういう方もしっかりと対象になるということでもいいですか。当然PCR検査が受けられないという状況の期間もありましたから、そういう方も当然対象になるという理解でよろしいでしょうか。

それから、減免になりますけど、あくまでも新型コロナウイルス感染症の影響によって減収したとあります。対象者はそういうことになると思うんですけど、新型コロナウイルス感染症の影響だということとをどういう形で証明しなきゃいけないのか、それから、それを誰がどの段階でどういう形で判断されていくのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、減免の割合です。率が前年度の所得によって保険料が決まってくるというのは理解するんですが、それによって減免の率が決まっている、30%以上収入が下回った者となっているんですけど、例えば前年度の所得が450万円、ケースでいうと5分の4ページにあるように、例えば前年の収入が450万円、これを単純に3分の1減らして135万円を減らしたときの計算をしているんですけど、これが例えば50%減少しました、60%減少しましたということで、その上の300万円超400万円の方よりも今年の所得見込額が少なくなった場合に、それでも保険料はこの率で払わないとなったときに、逆転現象は起きないのかなと、収入が減った率によって減免率が変わってこないのか、そういったことというのは起きないという理解でいいのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

【横手委員長】 大平課長。

【大平保険年金課長】 まず、傷病手当金の自営業者の方についてということなんですけれども、国の持続化給付金とは目的は違ってしまうのかもしれないんですけれども、現状国保の財政事情の中で範囲拡大が難しいので、それをご案内できればと思っております。

次に、感染が疑われる方についてということなんですけれども、基本的には帰国者接触者外来を受診して陰性だった方と、あとは相談センターにお電話された方、あと、やむを得ず相談センターにも相談できなかった方につきましても、申請書にその旨の記載をしていただいて、事業主さんが労務に服していない期間と認めていただければ、当然申請は受け付けるということになります。

【横手委員長】 早乙女主査。

【早乙女主査】 減免の判断ということでございますが、こちらにつきましては、聞き取りの内容ですとか、あと失業された方については離職票等で判断していく、廃業されてしまった自営業者の方につきましては、廃業届などの証明書類を添付していただくかと考えております。

4点目、最後の減免の割合の部分でございますが、こちらにつきましては、あくまで30%以上減少している方が減免の対象になるということございまして、減免の割合につきましては、あくまで前年の合計所得に基づき減免割合を決定しておりますので、差は生じないものと判断しております。

以上です。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 今答えが出たので、減免から言いますけど、差は生じないというのは分かります、理



屈としては。ただ、生活の厳しさという観点から見ると、さっき言った例みたいに、今年度の収入見込額で皆さん生活するわけじゃないですか。前年度の収入は常に使っているんで、今年度まで残っていないというのが基本的な考え方として、そうなったときに、例えば5分の4ページにあるように、前年度の収入が450万円ありました。次の数字315万円というのは、単純に30%引いた例として書いていただいていますね。この方が例えば収入見込額が60%減っちゃいましたと、60%減っちゃうと、多分この上の350万円の所得が前年度あった人が、3割減った人よりも今年の収入見込額は多分減っちゃうと思うんです。それでも同じぐらいの見込額なんだけど、収入は。今年を生活する分の収入が同じぐらい見込額なんだけど、それぞれ60%、80%減免割合にかかっちゃうので、そこに対する生活の困難さというのは変わってこないですかというような質問だったんです。それに対して配慮されていないんですかということを書いたんですけど、配慮されていないということです。だから、生活の厳しさの部分については、そこに差が出ちゃうという話ですね、理解としては。で、いいのかな。

傷病手当は、感染症の疑いがある方という部分については、相談センターも非常に込んでいた時期もあって、なかなか連絡がつかない、それから、一人で生活していたら、そういう状況にもなかったというような方については、そういったものがちゃんと証明されれば、しっかり傷病手当金も出ますと、遡ってという理解でいいですね。

それから、減免に戻って申し訳ないんですけど、仕事を辞めましたとか、仕事を休みました、それから廃業されました、そういった証明書だけで新型コロナウイルス感染症の影響だったということが判断できるという理解でよろしいのでしょうか。

【横手委員長】 早乙女主査。

【早乙女主査】 先ほどのご質問の内容につきましては、今、緊急事態宣言の中で政府から休業要請が出ている業種というものが様々ございますので、その業種に該当するかどうかというものを聞き取りの中で行っていければ判断できるものと考えております。

【横手委員長】 大平課長。

【大平保険年金課長】 感染の疑いがある方で、黒沢委員がおっしゃっていたように、相談センターにも相談できない方とか、お一人でお住いの方ですとか、そういう方につきましても、申請の中でできなかったやむを得ない事情ということがこちらで確認が取れれば申請が可能です。

以上です。

【横手委員長】 ということで、いいですね。配慮されていないということでよろしいかということですが。

大平課長。

【大平保険年金課長】 こちらはあくまでも前年の合計所得ということで配慮はされておられません。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 減免の部分で、新型コロナウイルス感染症の影響かどうかというのは、今お答えの中で休業要請がされているかどうかの事業かどうかというところも判断の1つになるというお話だったんですけど、休業要請がされていない事業であっても、今こういう状況の中で、当然お仕事が減って収入が減った人はたくさんいるんだと思うんです。この期間、例えばなかなか判断がつかないこととして、

自己都合で仕事を辞めました、でも、それももしかしたら本人の中では、この感染症が心配だからというような理由だって立つんだと思うんです。その辺の判断は基本的にどうなんだろう、厳密にはやらないし、聞き取りの中でしっかりと町が責任を持って判断していくという捉え方でいいですか。

【横手委員長】 大平課長。

【大平保険年金課長】 そこを明らかにする書類の確認は難しいと思っておりますので、聞き取りの中でうちで判断できればと考えております。

【横手委員長】 ほかに質問のある方。

佐藤（一）委員。

【佐藤（一）委員】 傷病手当金の質問なんですが、今回コロナの感染症に関して傷病手当が出るということで、非常にいい制度だなと思うんですが、基本的に申請に当たっては被保険者が申請者です。それと医療機関の証明、それと事業主なんです。申請者については、休んだ期間とか、簡易的なものの申請、振込先だとか、そういうものだと思うんですが、医療機関もどういう理由でというようなところで証明を取るというところだと思うんですけど、事業主は、直近の収入、これは標準報酬月額と言っています。そうなったときに、標準報酬月額というのは、基本給ではなくて、そのときの实収入総額ですね。あらゆる手当がついた金額だとは思いますが、そういう書面を含めて、実は事業主が一番申請書を作るに当たって、この傷病手当のことを理解していないと、申請になかなか行き着けないんです。先ほどの説明を聞いていると、郵送によって受理していくと、それだけで本当に分かるのかなと。申請者が事業主に説明し、そして医療機関に働きかけしをとという形になると、知識がないとなかなかできないような部分があるんじゃないかなと思うんです。ですから、大事なのは、感染疑いのある方々も対象になるわけでありますから、鍵を握っている事業主の方に相当な理解をまずはしてもらうということが必要になってくるんじゃないかなと思うんですけど、その辺の働きかけというのはどのように考えているか、その1点です。

【横手委員長】 大平課長。

【大平保険年金課長】 今、事業主の方へのアプローチの仕方というのは、現在こちらでは考えてはいなかったんですけども、被保険者の方にお問合せをいただいたときに、そういうお話があれば、こちらで事業主の方には詳しくご説明させていただきたいと考えています。

【横手委員長】 佐藤（一）委員。

【佐藤（一）委員】 突然役所から事業主にそういった問合せがあると、いわゆる雇用されている側の人たちと若干意思疎通が図られていないと、非常に厳しいなという感じもしますから、申請に当たって全てを郵送で終わった後に不備があって指導するというよりは、相談があった時点で何かしら事業主に働きかけをしていくということが必要なんじゃないかなと思うんですけど、その辺についてはどうでしょうか。

【横手委員長】 大平課長。

【大平保険年金課長】 ご相談があった際に必要なことをこちらで事業主さんにご説明詳しくさせていただければと思います。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 ないようなので、それでは、中川副委員長。

【中川副委員長】 1点だけ。私も傷病手当のことで恐縮なんですけど、コロナに感染したか、感染の疑いがあるということで、感染の疑いというところは、先ほどの黒沢委員からの質疑でもご答弁があったかなと思うのですが、私が思い当たったところだと、疑いというのは、例えばPCRをやって陰性だったんだけど、かなりコロナの典型的な症状が表れて、例えば医師の診断書で、コロナの疑いがあると出てきたとか、あるいは例えばPCR検査は事情があつて勧めなかったんだけど、症状を見てかなり新型コロナウイルス感染が疑われるという場合かなと思ったんですけど、先ほどのお話の中で、そもそもそうした医療機関にかかることができなかった場合であっても、いろいろな状況とかを総合的に判断して、そうした場合でも申請を受け付けるというお話もあったかなと思うんですけど、その辺をもう少し詳しくご説明いただければと思いますが、お願いいたします。

【横手委員長】 大平課長。

【大平保険年金課長】 今、中川副委員長がおっしゃられましたように、相談センターにいろんな事情があつて相談できなかった方に対しましても、その旨をうちの聞き取りをして、それがやむを得ない事情であると判断したときには、申請は受け付けられるものと思っております。

【横手委員長】 中川副委員長。

【中川副委員長】 今回の条例改正の趣旨というのが、コロナに感染したり、あるいは感染したかなという疑いがあるときに、仕事を休んで給料をもらえなかった場合の生活をどう守るかということなので、できるだけそうした条例改正の趣旨というか、大げさに言うと立法趣旨というところから考えれば、できるだけ対象を広くとって、多くの人がそうした制度を利用できるようにしてほしいというところになるのかなと思いますので、その意味でも、さっき別の委員からも広報、周知という話がありましたけど、そうしたのもしっかりと行って、利用できる可能性のある人には、そうしたことをご利用いただきたいと思いますが、先ほどと重なるかもしれませんが、広報、周知の点についてもう一度お尋ねいたします。

【横手委員長】 大平課長。

【大平保険年金課長】 周知につきましては、広報7月号、あとホームページ、6月中旬にうちから発送いたします国民健康保険料の決定通知書にチラシを同封させていただきたいと思っております。

【横手委員長】 では、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

---

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第29号 寒川町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

亀山部長。

【亀山福祉部長】 引き続きまして、高齢介護課から、付託議案2、議案第29号 寒川町介護保険条例の一部改正につきましてでございます。説明は長岡課長がいたしますので、ご審議のほどよろしくお

願いたします。

【横手委員長】 長岡高齢介護課長。

【長岡高齢介護課長】 それでは、議案第29号 寒川町介護保険条例の一部改正につきましてをご説明いたします。

改正の概要でございますが、その目的は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で収入が減少した等の世帯の生活の安定を図るためでございます。町介護保険条例には、元来、自然災害等により被害を受けた場合や主たる生計維持者の死亡や心身の重大な障害、事業の休廃止等により収入が著しく減少した場合などで保険料の減免措置の規定はございますが、このたびは今回の新型コロナウイルス感染症にかかる減免に対応するため、条例の一部を改正するものでございます。

保険料の減免につきましては、国から財政支援があるということが表明され、本町の減免については、これを財源とするものです。したがって、減免要件や対象、減免額などは国の財政支援の範囲に合わせて行い、条例の一部改正等もこれに合わせる形で行うものです。

では、タブレット資料02-1、議案第29号（寒川町介護保険条例の一部改正について）をお開きください。その4ページ目の寒川町介護保険条例新旧対照表をごらんください。条例の改正内容でございます。まず、改正案の（委任）第21条をこのたびの新型コロナ対策として、保険料の減免割合等を規則で定めることなどから、この文言を加えます。そして、附則に新たに第10条を設けます。現行の町介護保険条例では、保険料の減免は第14条で規定しておりますが、このたびの減免の要件が新型コロナウイルスの影響に限定されるものであること、及び減免実施期間は限定的であることから附則で定めるものです。

第10条では、その第1項で、減免の対象者と減免することができる保険料は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの期間に納期限が定められている保険料であることを定めます。この期間は、国が財政支援を行うことを表明している期間となっています。そして第2項において、この減免について、条例第14条第2項の申請の手続き方法と第3項の減免理由が滅失した場合の申告義務を準用することとし、第14条第2項中の「死亡や減収となったなどの事由が発生してから6月以内に次に」とあるものから「6月以内」を除いて読み替えることといたします。これは、遡及適用があることと現在のところ国の財政支援がいつまでと明示されていないので、手続きの申請期限を設けないこととするためです。次の附則では、施行日を定め、加えて、このたび定める附則第10条の規定の適用、つまりコロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対しては、令和2年2月1日から遡及適用することといたします。

では、この条例改正でどういう方が減免対象となるのかですが、条例の第10条をごらんください。第10条第1項の各号で定めております。2つのパターンがあります。まず1つは、第1号の規定で、保険料の納税義務者、つまり第1号被保険者が属する世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡した、または重篤な傷病を負った場合です。重篤な傷病とは、国の例示では1カ月以上の治療を有する場合としています。2つ目は、第2号で規定する第1号被保険者が属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入が新型コロナウイルス感染症の影響で減少が見込まれ、次に規定するア及びイのいずれにも該当する場合です。アは事業収入等、つまり事業収入、

不動産収入、山林収入、または給与収入のいずれかの減少額が前年の当該収入の額の10分の3以上であること、ただし賠償等により収入が補填される場合はその額は控除されます。そしてイは、減少することが見込まれる事業収入等にかかる所得以外の前年の合計所得金額が400万円以下であることです。これは、事業収入等の所得以外の他の所得を充てても、その額は400万円以下で生活が厳しくなっているということです。次に、条例の委任を受け、新たにこのたび新型コロナウイルスの影響による減免措置に特化した規則を制定いたします。それが寒川町介護保険条例附則第10条に規定する減免の手続き等に関する規則です。

資料は02-2（参考資料）介護保険条例の一部改正についてをお開きいただき、1ページ目からの寒川町介護保険条例附則第10条に規定する減免の手続き等に関する規則をごらんください。この規則では、減免される額を第3条で定めております。第4条では、減免の申請及び決定を定めております。第5条では、減免事由の変更等の場合の届出を、第6条では、減免決定の取消し等の場合を定めております。保険料の減免額、つまり保険料から差し引かれる額につきましては、規則第3条第1項第1号により、条例附則第10条第1項第1号に該当する場合、すなわち新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合は、第1号被保険者の保険料額の全部が免除となります。第2号では、条例附則第10条第1項第2号に該当する場合、すなわち新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、さきに述べたア、イの要件のいずれにも該当する場合は、条文記載のとりの算出方法により得られた額を減額いたします。

その算定ですが、ここではまず、属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等にかかる前年の所得額をその者の前年の合計所得額で除して得た割合に本来の保険料額を乗じます。これは、コロナの影響により減少となる所得が本来所得全体のどれほどを占めるのか、コロナに影響されていない前年の所得状況からそれを見るものです。コロナの影響で減少した所得が所得全体のどれほどの割合を占めているのか、影響を受けた分の割合を本来の保険料額に掛けることでコロナの影響を受けている所得が支える保険料の部分を求めるものです。この部分が減少対象となる保険料額となります。

次に、この減免対象の保険料額を使って減免額を求めます。それは前年の合計所得の状況により変わります。それが規則別表で定められておりまして、前年の合計所得が200万円以下のときは、さきの減免対象の保険料額に全部、10分の10を乗じて得られた額が減免額となります。また、前年の合計所得が200万円を超えるときは、減免対象の保険料額に10分の8を乗じます。これで得られた額が減免額となります。この減免額を本来の保険料から差し引いて得られる額が減免後の保険料となります。

では、保険料の減免状況を1つの例でご説明いたします。現在ごらんの資料の5ページにあります新型コロナウイルス感染症による介護保険料減免をごらんください。これは、保険料が第6段階、年額7万930円の第1号被保険者で、その方一人世帯を想定したものでございます。したがって、主たる生計維持者は本人です。まず、ケースは1と2の2つに分かれます。1のケースは、この方が新型コロナウイルス感染症により死亡し、または重篤な傷病を負った場合で、この方が主たる生計維持者であることから、この方の保険料は100%減免が適用され、保険料負担はゼロになります。

次に、2のケースです。こちらが主たる生計維持者の事業収入等が減った場合です。前年の合計所得金額によりさらに①、②のケースに分かれます。①は、前年の合計所得が200万円を超えるときです。

この場合、減免割合は10分の8、つまり80%となります。②は、前年の合計所得が200万円以下のときです。この場合、減免割合は全部、つまり100%です。

では、①のケースですが、介護保険料の第6段階の方は、市町村民税課税者で前年の合計所得が125万円未満の方でありますので、所得で200万円を超えないため、①のケース、つまり減免割合10分の8、80%が適用されることはありません。

次に、②です。この方は、こちらに該当しています。では、保険料額のうちどれほどの額が減免の対象となるのかですが、資料下のアスタリスクの算式、これは規則第3条第1項第2号に記載のものです。これにより算出された割合を本来の保険料額に掛けて算出した額が減免対象となる保険料額となります。これに②では、減免割合が100%と決まっておりますので、100%を掛けて算出された額、つまり減免対象額の全額が減免額となります。そして、本来の保険料、ここでは7万930円からこの減免額を差し引いた金額がこのたび負担することとなる保険料額となります。この表の見方といたしましては、アスタリスクの式により算出された値が100%と出た場合は、表の上段の100%の列のとおりとなり、減免後の賦課額、つまり減免後の保険料額は本来の保険料年額7万930円から減免額の7万930円を差し引き、ゼロ円となります。70%と出た場合は上から2列目、50%と出た場合は3列目のとおりとなります。実際にはこのパーセントの値は多くの場合、72%、66%など端数を持った数値になります。

資料は、次の6ページをごらんください。主たる生計維持者（第1号被保険者）の収入が減少した場合の減免具体例をごらんください。こちらは、今ご説明したケースに実際に収入額等を仮に入れまして、減免の状況を例示したものです。1、減免判定情報をごらんください。この方の収入は、前年、今年とも給与収入と年金収入があり、それらにかかる所得も記載のとおりであります。今年については、新型コロナウイルスの影響を受けた収入及び所得額でございます。

まず、減免対象となるか否かの判定をいたします。2、減免対象判定をごらんください。この例では、記載のとおり減免の対象になります。給与収入が前年比で（B）引く（C）で54万円の減、この減少額が減免対象の要件の1つ、前年収入の10分の3以上に当たっております。そしてもう一つの要件、ここでは前年の給与収入にかかる所得以外の前年の所得、すなわち年金収入による雑所得15万円が400万円以下であることから、この方は保険料減免の対象となります。

次に、この方は減免の対象となったことから、減免額の算定をします。3、減免額算定をごらんください。この方の本来の保険料は、（A）の7万930円です。このたび減少が見込まれる事業収入等にかかる前年の所得額、すなわち前年の給与所得は108万円、年金収入にかかる前年の雑所得は15万円であり、合計で前年所得は123万円になります。これらの金額を記載の減免額の算定式に当てはめて減免額を出します。免除の割合は、さきに触れましたとおり、前年の合計所得金額の多寡によりその割合が変わる仕組みとなっており、合計所得の200万円を境に規則の第3条、別表で定められているとおりでございます。以上により減免額が4万9,824円と算定され、その額を本来の保険料7万930円から引き、減免後の保険料額は2万1,100円となるものです。

なお、資料の最後に新型コロナウイルス感染症による減免額早見表（令和2年度分のみ表示）という資料をつけさせていただきました。1枚目が、前年合計所得金額が200万円を超える場合、次のページ2枚目が、前年所得金額が200万円以下の場合のものです。単純に減免額を保険料の段階別に示した表

で、減免状況が分かるものとしてお示しさせていただきます。

この減免措置の終息時期につきましては、さきにも述べましたとおり、終わりは現在のところ定めておりませんが、本件にかかる国の財政支援の期間に合わせることであります。この制度周知といたしましては、町広報7月号と町ホームページに周知記事を掲載するほか、本議案の可決をいただけたら、6月中旬に発送予定の保険料決定通知書の中にこのたびの減免の案内を入れるなど、制度周知を図ってまいります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 国保と同じように減免をする場合の新型コロナウイルス感染症の影響かどうかという判断については、申請書を基に町が責任を持って判断するということがよろしいでしょうか。

【横手委員長】 長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 今、委員のおっしゃいますとおり、様々な資料を提出いただくこととなりますが、最終的には私どもで判断させていただくということになります。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 これはさっき国保でも本当は聞かなきゃいけなかったんですけど、部長に答えてもらったほうがいいのかなと思うんですけど、あくまで収入が減った、減免をしなきゃいけない、減免の対象になるかどうかの判断というのは、国からちゃんと地方自治体に任せられているという判断でいいのかどうか、それから二重チェックをされて、町では、この方は減免にしますと言いながら、ほかにもう一回国の機関等でチェックする機能があつて、そこでこの人は対象じゃないとはじかれるケースというのは考えられないのかどうか、町が責任を持って判断したものについては、100%国としてはお金を出すという担保がしっかりあるのかどうか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

【横手委員長】 できれば、部長、お願いしますか。

亀山部長。

【亀山福祉部長】 議員おっしゃるとおり、国からの指示でやっていますが、判断は町の判断でさせていただきます。基本的には町の判断が正しいということで、決定していきたいと思っております。国からの財源については、それで交付していただくような形になろうかと思います。よろしくお願いします。

【横手委員長】 差戻しのようなことは絶対にないと聞いていましたけど、それについてのお答えは。

【亀山福祉部長】 そういう判断をしております。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、これをもって質疑を終了いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

---

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日、文教福祉常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。必要なくていいですか。

(「はい」の声あり)

【横手委員長】 それでは、必要ないということでございますので、これより討論に入りたいと思います。議案第28号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について討論はありませんか。まず、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 それでは、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 討論なしと認めます。これより議案第28号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第29号 寒川町介護保険条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、討論なしと認めます。それでは、これより議案第29号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時44分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年8月27日

委員長 横 手 晃